

たい じょう ほう しん 帯状疱疹

ワクチン任意予防接種

費用の一部を助成します！

この助成は、定期接種となるまでの間の一時的な事業です



開始日

令和6年11月1日（金）

★開始日より前の接種は助成対象外です



助成回数・金額

生ワクチン、不活化ワクチンいずれの場合でも
助成額：1人1回 4000円

任意の接種料から4千円を引いた額を
医療機関にお支払い下さい



対象者

接種日時時点で紀の川市に住民登録のある
満65歳、満70歳の方

★令和7年3月31日までは、71歳以上
の方も対象



接種場所

紀の川市・岩出市内
の実施医療機関

（上記以外の医療機関で接種したい
場合は下記へ※1）



助成の流れ

①事前申請

市役所に申請書を提出し、予診票を受け取る
（ワクチンの種類を決めておいてください）

②予約

医療機関へ
ワクチン接種
の予約

③接種

医療機関で
接種
持ち物※2

④支払い

医療機関が定める接種
費用から4,000円
を引いた額を支払う

※2 持ち物：予診票兼接種券、接種費用（自己負担分）、健康保険証

申請書の提出方法

- **窓口申請**…紀の川市役所 健康推進課で窓口申請 <受付時間>平日8:45~17:30
予診票兼接種券を当日発行します
- **郵送申請**…予診票交付申請書兼代理受領委任状を下記の送付先へ郵送してください。
様式は、市ホームページから取得できます。（右下の二次元コード参照）
後日、予診票兼接種券を送付します。（受付後1週間程度かかります）
- **Web 申請**…市ホームページから申請できます。（右下二次元コード参照）
後日、予診票兼接種券を送付します。（受付後1週間程度かかります）

※1 紀の川市・岩出市以外の医療機関で接種したい場合

ワクチン接種後、補助金の交付申請書兼請求書（市ホームページから取得可能。右の二次元コード参照）に以下の書類を添付して、紀の川市役所健康推進課へご提出ください。後日、助成額を指定口座に振り込みます。

- ①接種費用の領収書
- ②接種記録が記載されているもの（接種済証等）
- ③申請者名義の口座が分かるもの

紀の川市
ホームページ
はこちら



お問い合わせ・送付先：紀の川市役所 健康推進課 予防衛生班（本庁1階17番窓口）
TEL：0736-77-2511（代） 住所：〒649-6492 紀の川市西大井338

带状疱疹ワクチン接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種となります。かかりつけ医師等にご相談いただき、予防接種による効果や副反応等十分にご理解の上、接種をご判断ください。

带状疱疹とは

水ぼうそうと同じウイルスが原因で発症します。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内（神経節）に潜伏しており、加齢や疲労、ストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症します。

ワクチンの種類について

	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)
回数	1回	2回
接種間隔等	他の生ワクチン接種後、 27日以上の間隔をあける	2回目は、1回目の接種から原則2か月後、遅くとも6か月後までに接種
接種費用※3	5,000円～10,000円程度	1回あたり20,000～25,000円程度
予防効果※4	5～7年程度	11年以上
接種不適当者※4	明らかに発熱や重篤な急性疾患のある方、本剤でアナフィラキシーのあった方、妊婦、明らかに免疫機能に異常のある方、免疫抑制をきたす治療を受けている方等	明らかに発熱や重篤な急性疾患のある方、本剤でアナフィラキシーのあった方等
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
有効性※4	60歳以上：68.7%	50歳以上：97.16% 70歳以上：89.79%
副反応※4	◆頻度10%以上の副反応 発赤(44.0%)、そう痒感(27.4%)、熱感(18.5%)、腫脹(17.0%)、疼痛(14.7%)、硬結(13.5%) ◆重大な副反応(いずれも頻度不明) アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎	◆頻度10%以上の副反応 疼痛(79.1%)、発赤(37.4%)、腫脹(24.2%)、筋肉痛(36.9%)、疲労(34.6%)、頭痛(28.3%)、悪寒(21.4%)、発熱(16.7%)、胃腸症状(12.0%) ◆重大な副反応(いずれも頻度不明) ショック・アナフィラキシー

※3 接種費用は、医療機関によって異なります。

※4 出典：ワクチン添付文書、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料

○任意予防接種による健康被害救済制度について

予防接種は感染症を防ぐために重要ですが、まれに健康被害の発生がみられます。本事業の予防接種によって引き起こされた副反応が原因で、生活に支障を残すような健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づいて手続きを行います。